

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用圧縮空気系圧縮機（A）制御用空気貯槽圧カスイッチにおいて、動作不良（ドリフト）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
2	1号機	主排気筒試料の測定結果において、トリチウム濃度の検出限界値未達が認められたため、対応検討	B	
3	2号機	主発電機軸密封油系の点検時、軸シール差圧調整弁後弁フランジ部より油のにじみが認められた為、当該部を修理	D	
4	2号機	高圧注水系タービン蒸気加減弁点検時、上蓋締付ボルトのネジ山にカジリ（2本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
5	2号機	ドライウェル除湿冷却系空気作動弁（AO-273B）点検時、駆動部内のシリンダー内面に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
6	2号機	ドライウェル除湿冷却系空気作動弁（AO-274B）点検時、駆動部内のシリンダー内面ピストンリング溝部に腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
7	4号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）入口弁点検時、電磁弁動作不良（チャタリング及びエアリーク）が認められたため、当該弁を交換	D	
8	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）点検時、スラスト保護装置の前後油圧が通常値より高めである事が認められたため、当該配管を点検	D	
9	5号機	放射性廃棄物処理系廃液濃縮器（B）において、復水器出口温度指示計の取付部に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	サービスエリア主排風機（HVE5-9A）点検時、排風機駆動用ベルトカバー金網に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	アラップ空冷チラー（CH-10A）送風機（B）点検時、ファン軸受架台に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	タービン建屋1階β線自動測定装置打出しデータ確認時、測定器の設定値に誤りが認められたため、対応検討	C	
13	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化設備の造粒設備制御盤（A-1）において、警報テストボタンに故障（接点不良）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	その他	作業終了後、作業現場から退域移動時に、電子線量計（1個）に内部回路異常による動作不良が認められたため、対応検討	D	
15	その他	水処理設備の計装用空気冷凍乾燥機（A）において、出口エアフィルタのドレン自動排出弁に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	その他	水処理設備前処理装置加圧用の空気圧縮機（B）において、負荷制御の不調（アンロード弁の不動作）が認められたため、当該弁及び制御装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで